

**福祉健康**

**家庭相談室からのお知らせ**

**児童扶養手当制度**

この手当は、父母の離婚などにより、父と生計を共にしていない児童が育成される家庭の、生活の安定と自立の促進のために支給されるものです。

①支給対象者(次のいずれかに該当する児童を監護する母または養育者)

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
  - ・ 父が死亡した児童
  - ・ 父が重度の障がい者である児童
  - ・ 母が婚姻によらないで出生した児童など
- ただし、このような児童を監護、養育していても、一定の条件が満たされていない場合は支給要件には該当しません。

②現況届の提出をお願いします

手当の受給者は、毎年8月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず期間内の手続きをお願いします。

**ひとり親家庭等医療費助成制度**

この制度はひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分の一部を市が助成するものです。

①助成対象者

・ 母子家庭・父子家庭の父母と児童

・ 父母のいない児童を養育している人と児童  
・ 父母(いずれか)が重度の障がい者である児童と監護している父または母  
ただし、このような児童を監護、養育していても、一定の条件が満たされていない場合は、助成の要件には該当しません。

②受給者証の更新について

この制度の受給者は、毎年8月中旬に「受給者証の更新」の手続きをしなければなりません。この手続きがないと10月分からの助成が受けられなくなりますので、必ず期間内の手続きをお願いします。  
※児童とは18歳になった以後の最初の3月31日(一定の障がいの状態にある場合は20歳未満)までの人のことをいいます。

**お問い合わせ**

市役所 社会福祉課(家庭相談室)  
☎63-51113  
または各支所市民課

**特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の現況届等の提出について**

重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の方に手当を支給しています。これらの手当等を受けている方は、毎年「所得状況届」「現況届」等の書類を提出しなければなりません。この届は、手当の支給要件が引き続きあるかを確認するためのものです。この届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必

ず期間内の手続きをお願いします。

**提出期間**  
8月13日(月)～9月10日(月)

**提出する書類**

- ① 所得状況届
- ② 同意書または所得証明書
- ③ 手当受給者の公的年金等について、年金の種類と平成18年中の受給額がわかる書類の写し
- ④ 現況届

※手続きの詳しい内容については8月上旬に送付しました案内文書をご参照ください。

**お問い合わせ**

市役所 社会福祉課(障がい福祉係)  
☎63-51113

**妊婦一般健康診査受診票について**

妊婦一般健康診査の助成が3回から4回に増えました。19年4月1日以降母子健康手帳が発行された方で、3回分しか配布されなかった方には、4回目の受診票を7月中旬に郵送いたします。お手元に届いていない等、ご不明な点がありましたらご連絡ください。

**お問い合わせ**

市役所 保健医療課(保健係)  
☎63-31115

**フツ素塗布のお知らせ**

平成19年度のフツ素塗布事業につきましては、6月まで中断してまい

有料広告

**無料説明会**

**【説明概要】**  
 国家試験受験コースで取る、**短時間**での取得方法について  
 免除コースで取る、**確実な**ライセンス、**取得方法**について  
 酒呑み操縦の違反罰則強化について  
 救命胴衣着用義務違反の点数と行政処分について

◆ 日 時 ◆

- ◎平成19年9月1日(出)
  - ・ 午前の部 10:00～11:30 両津地区公民館
  - ・ 午後の部 13:00～14:30 佐渡中央会館
- ◎平成19年9月2日(日)
  - ・ 午前の部 10:00～11:30 赤泊総合文化会館
  - ・ 午後の部 13:00～14:30 小木離島センター

※参加希望の方は8/29(木)までお電話でお申込み下さい。

33年の伝統と実績を誇る北日本随一の海技専門教育所  
**マリナライセンス教育センター**  
 〒998-0005 山形県酒田市宮海中砂畑27-9  
 TEL(0234)35-1730 FAX(0234)33-8699